

規程管理規程

(目的)

第1条 本規程は、諸規程について効力、制定、改廃及び公布について定め、もって会社業務の円滑なる運営に資することを目的とする。

(主管部門及び責任者)

第2条 本規程の主管部門は株式会社トゥエンティーフォーセブンホールディングス（以下、「HD」という。）コーポレート本部とし、責任者はHDコーポレート本部長とする。

(規程の定義、種類)

第3条 規程とは、会社の運営に関する規範・標準を定めたものをいい、本規程の定めに基づいて作成されることを要する。

- (1) 定款 会社の組織・活動に関する根本規則をいう。
- (2) 規程・規則 会社の基本事項、組織及び業務運営に関して効力を有する定めをいう。
- (3) 基準 規程に準ずる定めのうち一般に公布しないものをいう。
- (4) マニュアル 諸規程に基づき、具体的に解釈及び運用手続を定めた指示書をいう。

(制定・改廃)

第4条 規程の制定・改廃は、関係する部門との協議により、原則として、HDコーポレート本部長が起案し、HD取締役会の決議により制定する。ただし、規程の内容に応じて、別の定めを置く場合がある。

2. 規程の細部の取扱い等については、必要に応じて、各主管部門の長及び経営管理本部長の決裁により、別に基準、マニュアル等を設けることができる。

(規程の制定・改廃に関する例外)

第5条 本規程の定めにかかわらず、諸規程において、適用範囲が株式会社トゥエンティーフォーセブンホールディングスグループ（以下、「当社グループ」という。）と記載されており、当該規程において適用会社が特段限定されていない限り、当社グループは「株式会社トゥエンティーフォーセブンホールディングス」「株式会社トゥエンティーフォーセブン」「株式会社トゥエンティーフォーセブン北海道」「株式会社トゥエンティーフォーセブンエージェント」を指すものとする。

2. 本規程の定めにかかわらず、組織・職制の名称が変更されたときは、同組織・同職制の名称も同様に変更されたものとみなす。
3. HDコーポレート本部長は、本規程の定めにかかわらず、主管部門の長と事前協議したうえで、規程の実質的な内容変更を伴わない文言・表現の整備に関する軽微な改正をすることができる。

4. 本規程に基づき作成された規程・規則、基準、マニュアルに定める各部門長に執行役員または部長が就任した際には、各条文に「マネージャー」とあるものについては、「執行役員」または「部長」と読み替えるものとする。

(作成基準)

第6条 規程の制定・改廃の起案者は、次の点に留意しなければならない。

- (1) 法令、定款に違反しないこと。
- (2) 実現可能であること。
- (3) わかりやすく簡潔、正確な内容、文章であること。

(公布、施行)

第7条 制定又は改正された規程は、HD 代表取締役社長が公布し、HD コーポレート本部長がすみやかに施行手続きを行うものとする。

(効力)

第8条 規程の制定・改廃は、あらかじめ定めた施行日をもって、効力が生じるものとする。

2. 改正又は廃止された規程は、特に定めがない限り、新規規程の実施と同時に効力が消滅するものとする。

(公布方法)

第9条 規程は、制定又は改正された条文及びその施行日を、原則として施行日の7日以上前に公布するものとする。

(規程集)

第10条 公布された規程は、HD コーポレート本部長の責任において、規程集または電子掲示板にて開示するものとする。

2. HD コーポレート本部長は、各規程の内容をよく整備し、規程集を常に最新の状態で維持管理しなければならない。

(周知徹底)

第11条 各主管部門の長は、規程が公布されたときには遅滞なく各部員に対しその内容を周知徹底しなければならない。

(遵守義務)

第12条 取締役、従業員及び関係者は、施行された規程を厳正に遵守しなければならない。

(運用)

第13条 HD コーポレート本部長、各主管部門の長は、緊密な連絡をとり規程の適正な運用、調整にあたるものとする。

(記録の保管)

第14条 主管部門は、公布された規程等の記録を保全し、その制定・改廃の過程を明らかにする。

(疑義の解明)

第15条 規程等の解釈につき疑義を生じた場合、主管部門の長は HD コーポレート本部長及び関係部門の部長、課長と協議し、決裁者がこれを決定する。決定事項は必要に応じ、決裁者の承認を得た上で通達としてこれを公布する。

(規程等の維持管理)

第16条 規程等の主管部門の長は、常に規程等の適正な運用を心掛け、当該規程の改廃及び関係規程の調整に努めるものとする。

(附則)

1. 本規程の変更は、取締役会の決議によるものとする。

2. 本規程は、平成 28 年 6 月 29 日より実施する。

平成 28 年 8 月 1 日 改定・実施

平成 29 年 7 月 19 日 改定・実施

平成 29 年 11 月 16 日 改定・実施

平成 31 年 4 月 22 日 改定・実施

3. 本規程第 3 条に規定するすべての種類の規程について元号改正に伴い、平成 31 年 5 月 1 日を令和元年 5 月 1 日に読み替え、規定する。

令和 2 年 3 月 24 日 改定・実施

令和 7 年 6 月 1 日 改定・実施